

広島地方裁判所 伊方原発3号機運転差止仮処分申立事件
2021年5月13日 第4回審尋期日



本訴原告となつて意志表示を

原告団は8月30日本訴第24回口頭弁論期日に第8陣原告提訴を行います

伊方原発運転差止広島裁判
本訴第1陣原告 網崎 健太



私は、本訴第1陣原告の
網崎健太と申します。

2016年3月11日の提訴時
原告です。

現在進行中の新規仮処分
の申立人でもあります。

2017年12月13日仮処分申立事件広島高裁抗告審で勝訴（野々上友之裁判長）

2020年1月17日山口仮処分申立事件広島高裁抗告審で勝訴（森一岳裁判長）

福島原発事故以降、住民勝訴の判決・決定は計7回

裁判で原発が止まる時代になった。



一方で、四国電力は例えば、2019年緊急停止発報誤作動事件、全交流電源一時喪失事件など、連日トラブル。



それでも「軽微なトラブル」であるとして運転停止を命じない原子力規制委員会。



それより司法に原発運転停止を命じられないように注力する原子力規制委員会。（「規制の虜」）



この5年間で私の危機感も一層強まった

原発は止めねばなりません

そのための最短かつ最善の手段は司法に訴えること

本訴原告になったこと、同時に仮処分申立人になったこと、これは間違いではなかった、と私は今確信しています。

社会は原発を許さない方向で確実に進んでいる。



それだけでは不十分



私たちのはっきりした強い意思表示が必要



**それこそが、原子力事業者と対決する
「原告」になること。一人一人が生まれ
持つ天賦の権利を武器に司法権力の場で
私たちの意志を明らかにすること**

原発を止める手段は制度的にはいくつもある。しかし現状では一。

広島新規仮処分申立書。「裁判所に対して」より

数々の偶然の僥倖に助けられ、福島第一原発事故は幸いにして日本壊滅、国土崩壊に至らなかった。次に破局的大事故が発生する時は最悪の不運が次々と我々に襲いかかるであろうことを想定しておかなくてはならない。私たち債権者らは、こうした事態を回避し私たちの生命、健康、財産、生活を守るため、最後の手段として御庁に訴えた。**それ以外に手段がないのである。**なにとぞ100年、200年の歴史的大局観の見地から賢明な判断の上、本件原子炉の運転を止めていただきたい。**現状我が国においてそれができるのは裁判所だけである。**

どうか、原発をこの社会からなくすため、強い意志表示をして下さい。

原告になって下さい。

裁判で原発を止めることは不可能ではありません。私たちひとりひとりの行動がそれを可能にします。

ご静聴ありがとうございました。